

資金決済法に基づく情報提供

令和 3 年施行の改正資金決済法に基づき、当社の前払式支払手段（マルカカード及び丸久商品券）について、お知らせ致します。

1. 利用者資金の保全方法

資金決済法 14 条 1 項の規定の趣旨：前払式支払手段の保有者の保護のための制度として、資金決済に関する法律の規定に基づき、前払式支払手段の毎年 3 月 31 日及び 9 月 30 日現在の未使用残高が 1,000 万円を超えるときは、その半額以上の額の発行保証金を法務局等に供託等することにより資産保全することが義務づけられております。

資金決済法 31 条 1 項に規定する権利の内容：万が一の場合、前払式支払手段の保有者は、資金決済に関する法律第 31 条の規定に基づき、あらかじめ保全された発行保証金について、他の債権者に先立ち弁済を受けることができます。

発行保証金の供託、発行保証金保全契約又は発行保証金信託契約の別：
当社の利用者資金の保全方法は次のとおりです。

- ・ 金銭による供託

2. 無権限取引への対応方針

マルカカードについて

- (1) マルカが紛失・盗難により再発行された場合、当社によるマルカの利用停止措置が完了した時点のマルカマネー残高が再発行されたマルカに引き継がれるものとします。
- (2) 会員がマルカの紛失・盗難を申し出てから当社による利用停止措置が完了するまでに一定期間を要することを会員は了承するものとします。なお、利用停止措置が完了する前に、マルカマネーを第三者により利用された場合、または、その他なんらかの損害が生じた場合でも、当社は一切の責任を負わないものとします。
- (3) 会員が紛失・盗難届出時にマルカマネー残高がある旨の申し出をしなかった場合、その残高が紛失・盗難したマルカに残ったまま有効期限を過ぎたとしても、当社は一切の責任を負わないものとします。

丸久商品券について

丸久商品券を盗難、紛失等により第三者に利用された場合、当社はその責任を負いません。